

保育所等の入所利用調整方法の見直しについて

(兄弟姉妹が別園に入所する状況の改善)

※国通知により、各市町村が保育所等の入所利用調整方法を原則とは異なる取扱いに変更する場合には、「子ども・子育て会議において調整方法を提示、了解を得ること」とされている。

1. 現状

- 兄弟姉妹が別園に入所している保護者にとっては、2カ所の送迎や行事等の参加などが大きな負担になっており、当事者や議会等から改善を強く求められている。
- このような状況を改善するため、これまで調整点数幅を段階的に増やしてきたが、結果として兄弟姉妹別園世帯数の減少につながらなかった。

	R4.4	R5.4	R6.4
兄弟姉妹世帯数	1,058	1,032	1,000
うち別園世帯数	88 (8.3%)	77 (7.5%)	92 (9.2%)
調整点数幅の増 (+5点)	兄弟同時申込 5点 在園兄弟 10点	兄弟同時申込 10点 在園兄弟 20点	兄弟同時申込 15点 在園兄弟 25点

2. 令和7年度入所に向けた見直し(案)

調整点数の加点幅の調整のみでは改善の効果が出ないため、「利用調整方法の見直し」と「調整点数の見直し」の組み合わせで、根本的な改善を図りたい。

(1) 利用調整方法の見直し

変更前 (現行方式の点数順)	→ 変更後 (第一希望優先方式)
<p>○点数順で利用調整 (国基準の原則)</p> <p>申込者全体の中で、保育の必要性 (点数) の高い者から順に、申込者が希望した園の範囲内で、入所決定を行う。</p>	<p>① 第1希望の施設で利用調整</p> <p>保護者の希望を優先し、第1希望の申込者の中で、保育の必要性 (点数) の高い者から順に入所決定を行う。</p> <p>② 点数順で利用調整</p> <p>上記①で決定しなかった者について、第2希望以下で従来通りの点数順で利用調整を行う。</p>

- (効果) 同じ園への入園を希望する兄弟姉妹について、同園となる可能性が高まる。
- (課題) 施設毎の申込数や受入れ枠の状況により、保育必要度の点数が高い保護者でも不承諾となり入所待ちとなる場合がある。

(2) 調整点数の見直し

調整点数の加点幅の見直しを行う。①の新設。②③は加点幅の増加。

加点要件	変更前	変更後
① 兄弟姉妹が在籍する園へ第1希望で申し込む場合	—	30点
② 既に兄弟姉妹が保育施設を利用している場合	25点	20点
③ 兄弟姉妹が同時に申込をする場合	15点	20点

※加点要件や加点幅は、今後、全体のバランスのなかで最終決定。

3. スケジュール

- 5月8日の私保連園長会において、本市が令和7年度から入所利用調整方法を案の通り見直す方向で進めることを了承済み。
- 入所利用調整方法の変更について、子ども・子育て会議、私立幼稚園協会、市議会等に本市の方針を説明して了承を得るとともに、広報よっかいち8月下旬号（園児募集）、施設ガイド（市HP、窓口配布）、入所案内冊子（各施設から保護者に配布）等によって、保護者への事前周知を図る。